

市第 44 号議案「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の制定」について

1 趣旨

25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が制定され、個人番号（マイナンバー）に関する市独自事務での利用及び庁内の情報連携について、地方公共団体が定める条例に委任されました。

また、特定個人情報の保護（※）として、横浜市個人情報の保護に関する条例（個人情報保護条例）の特例措置を条例に規定することも求められています。

そこで、番号法を実施するために必要な事項を規定するため、条例を制定します。

※特定個人情報の保護：特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の利用、提供、収集についてマイナンバーを含まない個人情報より厳格に保護をすること。

<参考>マイナンバー制度のスケジュール

- ・27 年 10 月から マイナンバーの付番・通知
- ・28 年 1 月から マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始
- ・29 年 1 月から 国の機関の間での情報連携の開始
- ・29 年 7 月から 地方公共団体や他の行政機関等の間での情報連携の開始

2 概要

(1) マイナンバーの利用

マイナンバーの利用範囲は、番号法第 9 条第 1 項で別表（参考 3 参照）に規定されている社会保障・税・災害対策に関する事務（法定利用事務）で利用することが規定されていますが、市独自事務での利用及び庁内の情報連携については、条例に規定することが委任されています。

ア 市独自事務での利用

番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、法定利用事務と一体的に処理する市独自事務について、マイナンバーを利用する旨を規定します。

イ 庁内の情報連携（同一機関内での情報連携）

番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体が法定利用事務及び市独自利用事務を処理するために必要な限度で、庁内で情報連携を行う旨を規定します。

<参考>番号法第 9 条第 1 項・第 2 項抜粋 (利用範囲)

第 9 条 別表第 1 の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税をいう。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(2) 個人情報保護の特例措置

番号法第 31 条の規定に基づき、市が保有する特定個人情報に関する適正な取扱いの確保等について、個人情報保護条例の特例措置を規定します。

3 今回制定する条例の構成

第1条	趣旨	「個人番号（マイナンバー）の利用等に関して必要な事項」及び「特定個人情報の利用及び提供等の制限に関する個人情報保護条例の特例」を規定します。
第2条	定義	原則番号法の例による旨を規定し、合わせて特定個人情報保護関係で必要な用語（実施機関、保有特定個人情報、本人等）について定義を規定します。
第3条	市の責務	番号法の規定を受け、市の責務として「マイナンバーの利用に関し適正な取扱いの確保のために必要な措置をする旨」、 「国との連携を図り、自主的・主体的に地域の特性に応じた施策を実施する旨」を規定します。
第4条	個人番号の利用範囲等	市独自事務でのマイナンバーの利用、マイナンバーを利用する事務の庁内の情報連携を規定します。また、庁内連携により申請等に必要情報を確認した場合、提出書類は不要とする旨を規定します。
第5条	特定個人情報保護評価における意見の聴取	特定個人情報保護評価(※)を実施する場合に、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、横浜市個人情報保護審議会に意見を聴く旨を規定します。
第6～第17条	個人情報保護条例の特例	特定個人情報に関する適正な取扱いの確保等、個人情報保護条例の特例措置を規定します。
第18条	運用状況の公表	個人情報保護条例に規定している運用状況の公表（市長が毎年1回取扱いの運用状況を公表すること）について、この条例における個人情報保護条例の特例措置についても同様に行う旨を規定します。
第19条	委任	この条例の施行に関し必要な事項を規則で定める旨を規定します。

※ 特定個人情報保護評価：マイナンバーを利用する事務ごとに事前に個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを評価書にて宣言するもの

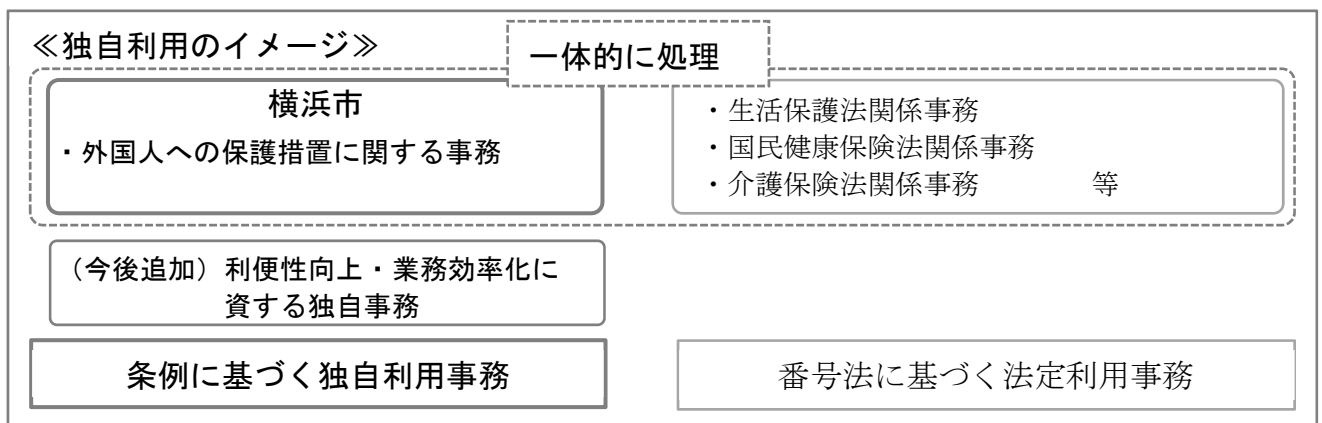
4 条例の主な内容

(1) マイナンバーの本市独自利用（第4条第1項）

番号法にマイナンバーの利用が規定されている法定利用事務と一体的に処理している本市独自事務で、マイナンバーを利用しないと事務処理が効率的に行えない「外国人への保護措置に関する事務（※）」について、マイナンバーの利用を条例に規定します。

※番号法の生活保護措置と外国人への保護措置の給付等の処理は一体的に実施

マイナンバーを使い他都市と情報連携をすることで市民の利便性向上・行政の業務の効率化に資する市独自事務は、今後の他都市連携（29年7月から）に間に合うよう、今後必要に応じて条例への追加を提案していきます。



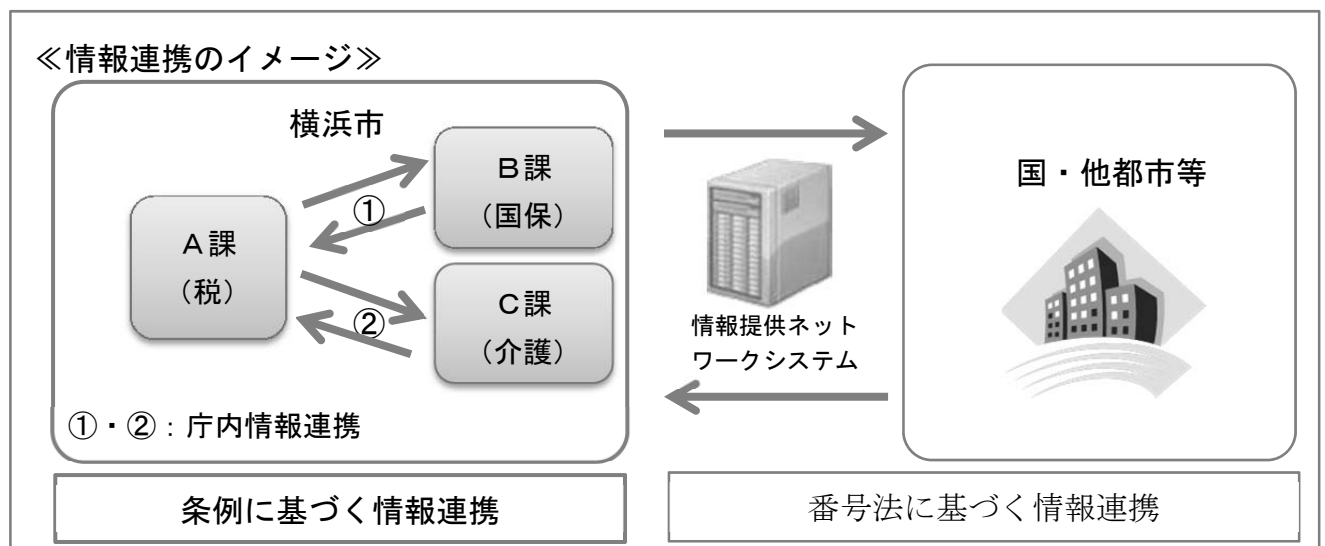
(2) 庁内の情報連携（第4条第2項・第3項）

ア 番号法別表にマイナンバー利用と他都市との情報連携の規定がある事務について、庁内の情報連携を行う旨を条例に規定します。

イ 番号法別表にマイナンバー利用の規定はあり、他都市との情報連携の規定がない「障害者総合支援法による地域生活支援事業」について、庁内の情報連携（地方税関係情報や介護保険給付等関係情報等のやりとり）を行う旨を条例に規定します。

（ア・イ：番号法別表の事務は参考3を参照）

ウ 条例によりマイナンバーを利用する「外国人への保護措置に関する事務」について、庁内の情報連携（地方税関係情報や児童手当関係情報等のやりとり）を行う旨を条例に規定します。



(3) 個人情報保護の特例措置（第6条～第17条）

市が保有する特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）に関する適正な取扱いの確保等、次の事項等について個人情報保護条例の特例措置を規定します。

事項	現行（個人情報保護条例）	特例（番号条例）
ア 利用の制限	本人同意等による目的外利用が可能	<u>生命、身体、財産の保護のために必要がある場合で本人同意がある場合等を除いて、目的外利用を原則禁止</u>
イ 提供の制限	本人同意等による目的外提供が可能	<u>番号法に規定がある場合を除いて禁止</u>
ウ 利用停止請求	個人情報保護条例に違反して利用されているときに停止請求が可能	<u>番号法・番号条例・個人情報保護条例に違反した利用について停止請求が可能</u>
エ 是正の申出	個人情報保護条例に違反して取り扱われているときに、是正の申出が可能	<u>番号法・番号条例・個人情報保護条例に違反して取り扱われているときに、是正の申出が可能</u>
オ 訂正の通知	訂正があった場合に、保有個人情報の提供先に対し通知する。	訂正があった場合に、 <u>総務大臣、情報提供者又は情報照会者</u> に対し通知する
カ その他	—	個人情報保護条例の適用除外等を規定

5 施行期日（附則第1項）

原則公布の日とし、番号法の規定の適用に合わせて一部個別に規定します。

※個人情報保護の特例は10月5日、マイナンバーの利用は28年1月1日等

6 個人情報保護条例の改正（附則第2項）

特定個人情報保護評価において個人情報保護審議会に意見を聴くことを、同審議会の所掌事務とするため、個人情報保護条例第58条第1項に追加規定します。

<参考1：マイナンバー制度に係る他の条例改正>

1 横浜市手数料条例の一部改正

【市第47号議案】

- (1) 住民基本台帳カード交付・再交付手数料 500円を廃止
- (2) 通知カード再交付手数料 500円を規定
- (3) 個人番号カード再交付手数料 800円を規定

→電子証明200円を地方公共団体情報システム機構(※)が定め、当該機構からの委託により市が代行して徴収するため、個人番号カードの市民負担は1,000円となります。

※地方公共団体情報システム機構：地方公共団体が出資した組織として、住民基本台帳関係事務、電子署名に係る地方公共団体の認証関係事務、マイナンバー制度関係事務等を行う法人

2 番号法関連整備法(※)の制定に伴う関係規定の整備

- (1) 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正（引用条文等の改正）【市第49号議案】
- (2) 横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例の一部改正（引用条文の改正）【市第50号議案】

※番号法関連整備法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

<参考2：マイナンバー制度の概要>

【広報よこはま9月号でも御案内】

27年10月以降、横浜市からマイナンバー（個人番号）が通知されます。

1 市民の方一人ひとりにマイナンバーが「通知カード」で通知されます。

- (1) 世帯毎に簡易書留（転送不可）で、住民票の住所に郵送されます。
- (2) 住民票の住所と異なる場所にお住いの場合は、通知カードを確実に受け取ることができない可能性があるため、住民票の変更など手続が必要です。

2 マイナンバーは12桁の番号で、原則、変更されません。

【通知カードのイメージ】※紙製



28年1月から社会保障・税・災害対策の分野の手続で、マイナンバーが使われます。

1 28年1月から横浜市やその他の行政機関で、法律等に基づき社会保障・税・災害対策の分野の手続を行うときに、申請書等にマイナンバーの記載が必要となります。

- (1) 28年1月以降、税金や福祉の手続等において、窓口では【個人番号カード】又は【通知カード（マイナンバー確認用）と本人確認資料】が必要になります。
- (2) 29年7月から全国的な情報連携が開始され、マイナンバーを手続書類に記載することにより、手続に必要な書類（課税証明書など）が省略されます。

2 民間事業者が従業員の社会保障や税の手続を行う際にも、従業員や家族等のマイナンバーが必要になります。

本人確認資料等に使える、個人番号カードは、申請により交付されます（無料）。

1 通知カードが各世帯に送付される際には、個人番号カードの申請書が同封されます。

申請により、個人番号カードは28年1月以降、区の窓口で初回は無料で交付されます。

（有効期間は20歳以上10年、20歳未満5年。再交付は有料）

※現在お持ちの住民基本台帳カードは、有効期間内はそのまま使えます。

2 個人番号カードは、様々な用途で利用可能です。

- (1) 公的な本人確認資料として、利用できます。
- (2) e-Tax（確定申告）など公的個人認証を使用した電子申請が利用できます。
- (3) マイナポータル(情報等記録開示システム)が利用できます(年金等の社会保険料の支払い状況等)。

【個人番号カードのイメージ（表）】



【個人番号カードのイメージ（裏）】



【表面】

氏名、住所、生年月日、本人の写真

【裏面】

マイナンバー等
ICチップ搭載

※プラスチック製

様々な面から、安心・安全な仕組みづくりを進めています。

制度面

- ✓法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- ✓なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- ✓法律に違反した場合、従来に比べて厳しい罰則が定められています。

システム面

- ✓個人情報、特定の機関が一括で所有することはなく、今までどおり各行政機関が分散して管理し、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- ✓他の行政機関との情報のやりとりは、暗号化して行います。

<参考：厳しい罰則>

行為	番号法	個人情報保護条例
個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第67条）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第67条）
上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第68条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第68条）
情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上（第69条）	—
人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第70条）	—
職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第71条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第69条）
委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上（第72条）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（第70条）
委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第73条）	—
委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第74条）	—
偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第75条）	—

<参考3：番号法別表の法定利用事務のうち市が行う主な事務>

【社会保障関係】

生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務
国民健康保険に係る被保険者資格に関する事務、保険給付に関する事務、保険料賦課に関する事務、保険料収納に関する事務
介護保険に係る被保険者資格の管理事務、保険料賦課事務、要介護認定事務、保険給付に関する事務、保険料収納・未納事務
児童手当の支給に関する事務
児童扶養手当の支給に関する事務
保育所入所負担金の徴収に関する事務、障害児通所給付費の支給に関する事務
助産施設における助産の実施に関する事務、母子生活支援施設における母子保護の実施に関する事務
健康被害救済事業に関する事務、定期予防接種事業に関する事務
身体障害者手帳交付事務
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院費用の請求に関する事務、診察及び入院措置等に関する事務、精神障害者保健福祉手帳交付事務
公営住宅法による公営住宅の管理等に関する事務
旧国民年金法における各種年金及び一時金の請求並びに受給者の死亡に係る申請書受付に関する事務、国民年金第1号被保険者及び（特例）任意加入被保険者の資格等に係る申請の受付事務
住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務
共済組合における被扶養者の認定に関する事務
老人福祉法による福祉の措置の実施等に関する事務
養護老人ホームに関する事務
母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する事務
ひとり親家庭等日常生活支援事業に関する事務
自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業に関する事務
特別児童扶養手当の支給に関する事務
特別障害者手当等認定に関する事務
療養医療事業に係る未熟児養育医療給付に関する事務
後期高齢者医療制度に関する事務
小児慢性特定疾病医療費に関する事務、結核児童療育給付に関する事務、里親認定及び登録に関する事務、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務、障害児入所給付費の支給決定に関する事務
中国残留邦人等支援給付等に関する事務
感染症・食中毒対策事業及び結核医療・健康管理事業に関する事務
特別障害給付金の支給に係る申請書等受付に関する事務
障害者総合支援法による自立支援給付に関する事務、 障害者総合支援法による地域生活支援事業に関する事務【他都市との情報連携の規定なし】
年金生活者支援給付金の支給に係る申請書等受付に関する事務
特定医療費の支給に関する事務

【地方税関係】

地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務

【災害対応関係】

災害救助法関連事務、被災者台帳に関する事務、被災者生活再建支援法関連事務